

宮津市公報

令和元年5月7日
宮津市字柳縄手
345番地の1
宮津市総務部総務課発行

目 次

告 示

65 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更（浜野路自治会）	1
66 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更（田井自治会）	1
67 宮津市公の施設に係る指定管理者の代表者変更届出（宮津市海洋釣り場）	1
68 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更（波路自治会）	2
69 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更（中津自治会）	2
70 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更（溝尻自治会）	2
71 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更（中村自治会）	3
72 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更（つつじが丘自治会）	3
73 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更（小寺自治会）	3
74 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更（由良脇自治会）	4
75 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更（山中自治会）	4
76 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更（由良宮本自治会）	4
77 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更（新宮自治会）	5
78 宮津市下水道排水設備指定工事業者の指定	5
79 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更（島陰自治会）	5
80 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更（福田自治会）	5
81 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更（鶴賀自治会）	6
82 宮津市開発行為等に関する指導要綱の一部を改正する要綱	6

公 告

15 農用地利用集積計画の縦覧	6
16 農用地利用集積計画の縦覧	7
17 宮津市公共施設再編方針策定業務受注候補者の公募型プロポーザルによる選定	7

水 道 企 業

《告 示》

8 宮津市指定給水装置工事業者の指定	12
9 水道使用料金等の徴収の事務委託	12

教 育 委 員 会

《告 示》

6 宮津市教育委員会定例会の招集	13
------------------	----

選 挙 管 理 委 員 会

《告 示》

18 京都府議会議員一般選挙における開票時刻の繰上げ	13
----------------------------	----

農 業 委 員 会

《告 示》

4 宮津市農業委員会総会の招集	14
-----------------	----

告 示

宮津市告示第65号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成20年4月1日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 浜野路自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <省 略>
氏名 濱 田 和 夫
- 3 変更年月日 平成31年3月31日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。
平成31年4月4日

宮津市長 城 崎 雅 文

————— * * * —————

宮津市告示第66号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成23年8月29日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 田井自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <省 略>
氏名 森 弘 年
- 3 変更年月日 平成31年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。
平成31年4月4日

宮津市長 城 崎 雅 文

————— * * * —————

宮津市告示第67号

宮津市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成17年規則第28号）第8条第1項の規定により、公の施設に係る指定管理者の代表者の変更の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成31年4月9日

宮津市長 城 崎 雅 文

- 1 公の施設の名称
宮津市海洋釣り場
- 2 指定管理者の名称及び代表者
変更前 小田宿野自治会 会長 小 倉 一 考
変更後 小田宿野自治会 会長 飯 尾 彰 英
- 3 変更日
平成31年4月1日

* * *

宮津市告示第68号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成13年4月1日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 波路自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <省略>
氏名 仲野芳弘
- 3 変更年月日 平成31年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の変更による。
平成31年4月9日

宮津市長 城崎雅文

* * *

宮津市告示第69号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成17年3月30日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 中津自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <省略>
氏名 林原雅人
- 3 変更年月日 平成31年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の変更による。
平成31年4月9日

宮津市長 城崎雅文

* * *

宮津市告示第70号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成11年4月1日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 溝尻自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <省略>
氏名 長谷川裕之
- 3 変更年月日 平成31年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の変更による。
平成31年4月9日

宮津市長 城崎雅文

* * *

宮津市告示第71号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成22年12月8日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 中村自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <省略>
氏名 平田 常雄
- 3 変更年月日 平成31年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。
平成31年4月12日

宮津市長 城崎 雅文

* * *

宮津市告示第72号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成25年9月2日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 つつじが丘自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <省略>
氏名 田中立 身
- 3 変更年月日 平成31年3月26日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。
平成31年4月12日

宮津市長 城崎 雅文

* * *

宮津市告示第73号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成12年3月16日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 小寺自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <省略>
氏名 森岡 行雄
- 3 変更年月日 平成31年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。
平成31年4月12日

宮津市長 城崎 雅文

* * *

宮津市告示第74号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成15年5月1日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 由良脇自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <省略>
氏名 飯田達夫
- 3 変更年月日 平成31年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。
平成31年4月12日

宮津市長 城崎雅文

* * *

宮津市告示第75号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成26年4月11日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 山中自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <省略>
氏名 稲岡義一
- 3 変更年月日 平成31年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。
平成31年4月12日

宮津市長 城崎雅文

* * *

宮津市告示第76号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成21年3月1日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 由良宮本自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <省略>
氏名 小西肇
- 3 変更年月日 平成31年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。
平成31年4月12日

宮津市長 城崎雅文

* * *

宮津市告示第77号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成20年4月1日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 新宮自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <省 略>
氏名 本 田 秀 明
- 3 変更年月日 平成31年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。
平成31年4月15日

宮津市長 城 崎 雅 文

* * *

宮津市告示第78号

宮津市下水道排水設備指定工事業者を指定したので、宮津市下水道排水設備指定工事業者に関する規則（平成9年規則第3号）第16条の規定により告示する。

平成31年4月16日

宮津市長 城 崎 雅 文

指定番号 宮下水道指定第138号

- (1) 名 称 奥村設備
- (2) 所在地 福知山市字篠尾1118番地の5
- (3) 代表者 奥 村 滋
- (4) 平成31年4月16日から平成35年12月31日まで

* * *

宮津市告示第79号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成17年5月10日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 島陰自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <省 略>
氏名 大 浦 逸 郎
- 3 変更年月日 平成31年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。
平成31年4月17日

宮津市長 城 崎 雅 文

* * *

宮津市告示第80号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成24年4月1日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 福田自治会

- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <省略>
氏名 上田 富之
- 3 変更年月日 平成31年4月13日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。
平成31年4月23日

宮津市長 城崎 雅文

————— * * * —————

宮津市告示第81号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成18年10月13日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 鶴賀自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <省略>
氏名 富田 正浩
- 3 変更年月日 平成31年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。
平成31年4月26日

宮津市長 城崎 雅文

————— * * * —————

宮津市告示第82号

宮津市開発行為等に関する指導要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。
平成31年4月26日

宮津市長 城崎 雅文

宮津市開発行為等に関する指導要綱の一部を改正する要綱
宮津市開発行為等に関する指導要綱（平成2年告示第48号）の一部を次のように改正する。
第2条第2号中「第3条第3号」を「次条第3号」に改める。
第26条に次のただし書を加える。
ただし、市長が別に定めるところにより特に必要があると認めたときは、この限りでない。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

公 告

宮津市公告第15号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により平成31年度農用地利用集積計画（平成31年4月1日付け宮農委第1号通知分）を定めたので、同法第19条の規定により公告し、当該計画を次により縦覧に供します。

平成31年4月15日

宮津市長 城崎 雅文

1 農用地利用集積計画の縦覧期間

自 平成31年 4 月15日
至 平成31年 4 月29日

2 縦覧の場所

宮津市産業経済部農林水産課（別館 1 階）

————— * * * —————

宮津市公告第16号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第 1 項の規定により平成31年度農用地利用集積計画（平成31年 4 月10日付け宮農委第 3 号通知分）を定めたので、同法第19条の規定により公告し、当該計画を次により縦覧に供します。

平成31年 4 月15日

宮津市長 城 崎 雅 文

1 農用地利用集積計画の縦覧期間

自 平成31年 4 月15日
至 平成31年 4 月29日

2 縦覧の場所

宮津市産業経済部農林水産課（別館 1 階）

————— * * * —————

宮津市公告第17号

宮津市公共施設再編方針策定業務の受注候補者を公募型プロポーザルによって選定するに当たり、次のとおり公告します。

平成31年 4 月16日

宮津市長 城 崎 雅 文

1. 業務概要

(1) 名称

宮津市公共施設再編方針策定業務（以下「本業務」という。）

(2) 委託内容

宮津市公共施設再編方針策定業務委託に係る公募型プロポーザル参加事業者募集要項のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から平成32年 3 月31日まで

2. 価格

(1) 見積上限額

金4,300,000円（消費税及び地方消費税を含む。以下「消費税等」という。）

※ただし、消費税等の税率は、10%で積算すること。

※上記価格を超える提案は、審査の対象から除外する。

3. 参加資格要件

本公募型プロポーザルに参加する者（以下「参加事業者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 の規定に該当しないこと。

(2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者であって更正計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者であって再生計画の認可がなされていない者でないこと。

(3) 宮津市税、消費税及び地方消費税の滞納をしている者でないこと。

(4) 企画提案募集に係る公告の日から企画提案の特定の日までの期間に、宮津市工事等契約に係る指名停止等の措置要領（平成28年 4 月 1 日施行）に基づく入札停止措置を受けていないこと。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者に該

当しないこと。

ア 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者

(6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。

(7) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行っていないこと。

(8) 平成26年4月1日から平成31年3月31日までに国又は地方公共団体が発注する本業務と同種又は類似（同種例：公共施設再配置計画策定に関する業務又は個別施設計画策定に関する業務 類似例：公共施設等総合管理計画策定に関する業務）の業務実績（契約金額は問わない。）の件数が合計5件以上ある者であること。

(9) 配置予定業務責任者として、平成26年4月1日から平成31年3月31日までに国又は地方公共団体が発注する本業務と同種又は類似（3の(8)と同様の例による。）の業務経歴の件数が合計3件以上ある者を、本業務に配置できること。

(10) 京都府内又は隣接府県内に本店、支店又は営業所等を有する者であり、かつ、担当責任者が所属していること。

4. 参加申込の手続等

参加事業者は、下記のとおり参加申込みを行うものとする。

(1) 本要項、仕様書及び提出書類の様式等の取得方法

ア 取得方法

本市ホームページ（<http://www.city.miyazu.kyoto.jp/www/service/detail.jsp?id=4093>）からダウンロードすること。

(2) 提出書類

ア 参加申込書（様式2）

イ 会社概要書（様式3）

ウ 宮津市税の滞納がないことの証明

エ 消費税及び地方消費税の納税証明

※ウ及びエについては、発行日から3か月以内のもの。コピー可。

オ 法人の業務実績一覧表（様式4）

カ 配置予定業務責任者の経歴書（様式5）

配置予定業務責任者が資格を所有している場合は本業務の実施に関連するもの（技術士（建設部門（都市及び地方計画））、一級建築士、公認会計士、認定ファシリティマネージャー等）を記入すること。

キ 配置予定業務責任者の資格を証明する書面の写し

ク 配置予定業務責任者の雇用関係を証明する書面（健康保険証等）の写し

ケ 業務の実施体制調書（様式6）

コ 商業登記簿謄本 履歴事項全部証明書（3か月以内のもの）

サ 使用印鑑届（任意様式）

シ 法人の概要が分かる資料（リーフレットなど）

※追加資料の提出を求める場合がある。

(3) 申込期間

平成31年4月16日(火)から同年5月8日(水)までの午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日、祝日及び正午から午後1時までを除く。）

なお、参加申込後に辞退する場合は、取下書（様式8）を提出すること。

(4) 提出方法及び提出先

4の(2)に掲げる参加申込に必要な書類各1部を企画財政部財政課資産活用係（市役所本館3階）に提出すること。郵送の場合は申込期間内に必着のこと。

5. 参加資格要件確認

4の(2)の提出書類に基づき、参加資格要件を満たすと認められた者をプレゼンテーション選定の対象者とする。結果は、書面にて下記の日時にEメールで通知するものとする。

通知日 平成31年5月10日（金）

通知方法 Eメールにより送付

（4の(2)イに記載（支店等を優先）のメールアドレスに送付）

6. 本公募型プロポーザルに関する質問受付及び回答

(1) 質問書提出者

3の参加資格要件を満たすもの

(2) 質問受付期間

平成31年4月16日(火)から同年4月25日(木)まで(最終日は午後5時まで)

(3) 質問書の提出方法及び提出先

質問書（様式1）によりEメールで、6の(2)に定める期間に企画財政部財政課資産活用係（Eメール:zaisei@city.miyazu.kyoto.jp）に提出すること。

(4) 質問書に対する回答

質問に対する回答は、随時、本市ホームページで公表する。ただし、最終回答は、平成31年4月26日（金）とする。

7. 提案書等の提出

参加資格結果通知において資格を有することが認められた参加事業者は、下記事項に従い提案書を作成し、提出すること。

(1) 提出資料

ア 提案書（様式7）に企画提案書を添付

（企画提案書は任意様式A4サイズ片面6枚以内）

イ 業務実施スケジュール（任意様式A3サイズ片面1枚）

ウ 本業務委託に係る見積書及び見積内訳書（消費税等を含む。）

(2) 企画提案事項

本業務において求める提案書は、別紙仕様書の趣旨・目的を十分理解した上で、以下のア～エの事項について記載すること。企画提案書の枚数は任意様式A4サイズ片面6枚以内とする。

ア 実施方針

イ スケジュール（平成32年度予定の個別施設計画策定業務、平成33年度予定の公共施設等総合管理計画改訂業務を踏まえて作成すること。）

ウ 本業務に関する提案

エ その他独自提案

(3) 提出部数

各6部（正本1部、副本5部）

(4) 提出期間

平成31年5月10日（金）から同年5月20日（月）までの午前9時から午後5時まで（土曜日、

日曜日、祝日及び正午から午後1時までを除く。）

なお、提案書等を提出した後で辞退する場合についても、取下書（様式8）を提出すること。

(5) 提出方法及び提出先

企画財政部財政課資産活用係に提出すること。郵送の場合は提出期間内に必着のこと。

8. プレゼンテーションの実施と選定基準

7の(1)において提出された提案書によるプレゼンテーションを実施する。

(1) 開催日時及び開催場所

日時：平成31年5月27日（月）（予定）

場所：宮津市役所応接室（本館3階）（予定）

※日程が決定し次第、参加資格者へEメールで通知するものとする。（4の(2)イに記載（支店等を優先）のメールアドレスに送付）

※参加資格者数によって、別途日程を設けることがある。

(2) 実施方法

ア 企画提案書について、プレゼンテーションによる説明を行うこと。なお、プレゼンテーションの内容は、企画提案書の記載事項の範囲内とする。また、追加資料等の配布は認めない。

イ 所定時間は、説明15分以内、質疑応答10分程度、準備・片付け5分程度とする。

ウ 説明者は、配置予定の業務責任者又は担当責任者とする。また、人数は4名以内とする。

エ プロジェクター及びスクリーンは、本市で準備する。ただし、パソコンは、各事業者で準備すること。

(3) 選定基準及び配点割合

提案内容における選定基準及び配点割合は、次の「表1 評価基準表」のとおりとする。

表1 評価基準表

評価項目 (配点)	評価の着目点	配点	評価点
業務実績 (5点)	・法人の業務実績（同種・類似）について、本業務に生かすことのできる実績であるか。	5	
業務体制 (5点)	・本業務への配置予定業務責任者の技術者資格又は業務経歴（同種・類似）について、本業務に生かすことのできるものであるか。	5	
スケジュール (5点)	・平成32年度予定の個別施設計画策定業務及び平成33年度予定の総合管理計画改訂業務を踏まえた上で、本業務の工程毎に具体的な作業と時間配分が明記され、業務が完了するスケジュールとなっているか。	5	
企画提案内容 (65点)	・本業務の趣旨・目的の十分な理解に基づいた具体性・実現性のある提案がなされているか。	15	
	・宮津市公共施設等総合計画の方針の下、本市の現状と課題を踏まえた提案がなされているか。	5	
	・各個別施設の具体的な対応方針（修繕・更新、機能転換・用途変更、複合化・集約化、廃止・撤去、耐震化等）に至る手法・プロセスが具体的に示されているか。	20	
	・平成32年度予定の個別施設計画策定業務及び平成33年度予定の総合管理計画改訂業務と関連づけられた具体的な提案がなされているか。	5	
	・独自性を持った本業務に有益な提案がなされているか。	10	
	・遊休市有財産の処分及び利活用に関する提案がなされているか。	5	
	・市民及び議会との合意形成を図るプロセスは示されているか。	5	

プレゼンテーション (10点)	・分かりやすく、説得力のある説明がなされているか。	5	
	・本業務への熱意・意欲は感じられたか。	5	
価格評価 (10点)	・適正な見積が示され、見積上限額の範囲内か。 (満点10点×提案価格のうち最低価格/自社の提案価格)	10	
評点の合計 (100点満点)			

(4) その他注意事項

次の事項に該当する場合は、失格とする。

- ア 参加資格を満たさなくなったとき。
- イ 提出期限までに必要な書類を提出できなかったとき。
- ウ 記名押印を欠いているとき。
- エ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭なとき。
- オ 見積書の金額が2の(1)の見積上限額を超えているとき。
- カ その他不正行為があったとき又は宮津市公共施設再編方針策定業務委託事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)で不適格となったとき。

9. 評価方法

選定委員会は、8の(3)の選定基準に基づき、評価点の合計で最高点を得た者(以下「最高評価点者」という。)を受注候補者(以下「受注候補者」という。)とする。また、次席としては、2番目に点数の高かった事業者とする。なお、最高評価点者が複数となった場合は、選定委員会で協議の上、理由を付して1者に選定する。

また、参加事業者が1者であっても選定委員会は実施するものとし、評定点の合計点数が満点の6割に満たないときは受注候補者を選定しないものとする。

選定結果は、平成31年5月29日(水)(予定)に本市ホームページで公表する。

※選定内容及び結果についての質問・異議は受け付けない。

10. 契約手続

(1) 契約の締結

受注候補者と別途協議する。また、仕様書及び契約条件の詳細についても、受注候補者と別途協議の上、決定する。

(2) 支払条件

完了払

(3) 契約保証金

契約の締結に際しては、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めなければならない。ただし、宮津市財務規則(昭和40年 規則第13号)第123条各号に該当するときは、契約保証金の納付を免除する。

11. 留意事項

- (1) プロポーザル参加に要する一切の費用は参加事業者の負担とする。
- (2) 提出された応募書類は返却しない。
- (3) 応募書類の審査内容に関する質問には、一切応じない。
- (4) 応募書類に虚偽又は不正があった場合は、失格とする。
- (5) 公文書開示請求があった場合は、提出書類を宮津市情報公開条例(平成12年条例第56号)に基づき公開することができる。
- (6) 採用された企画提案書について、受注候補者と協議の上、変更することがある。
- (7) 参加事業者及び下請負人等は、契約締結に当たり、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出すること。
- (8) 参加事業者及び下請負人等は、契約の履行に当たって暴力団員又は暴力団密接関係者による不当介入を受けた際には、市へ速やかに報告すること。

- (9) 下請負人等との契約締結に当たり、当該契約書には暴力団又は暴力団密接関係者との関わりが判明すれば契約を解除する等、暴力団の排除に関する条項を盛り込むこと。
- (10) 参加事業者は、募集要項、関係する法令及び規則等を熟知し、かつ、遵守すること。
- (11) 審査及び契約締結行為の途中並びに契約の履行中に、宮津市工事等契約に係る指名停止等の措置要領の入札参加措置要件又は宮津市暴力団排除条例の入札除外措置に該当した場合は、当該規定に基づき、必要な措置を講じるものとする。

スケジュール	
4月16日(火)	募集開始(プロポーザル実施公告) 質問受付開始(Eメールで受付)
4月25日(木) 午後5時必着	質問締切り(Eメールで受付)
4月26日(金)	質問回答公表(市ホームページ)
5月8日(水) 午後5時必着	参加申込書等関係書類提出期限 (様式2~4及び証明事項の写し等含む。)
5月10日(金)	参加資格結果通知(Eメールで送付) プレゼンテーション通知(Eメールで送付)
5月20日(月) 午後5時必着	提案書提出締切
5月27日(月) ※予定	プレゼンテーション審査
5月29日(水) ※予定	結果公表(市ホームページ)
6月初旬 ※予定	契約手続

【問い合わせ先及び提出先】

宮津市企画財政部財政課資産活用係(担当 大銅、長澤)
〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1
電話: 0772-45-1611
FAX: 0772-25-1691
E-mail: zaisei@city.miyazu.kyoto.jp

水道企業

《告 示》

宮津市水道告示第8号

宮津市指定給水装置工事事業者を指定したので、宮津市指定給水装置工事事業者に関する規程(平成10年水管規程第2号)第10条の規定により告示する。

平成31年4月16日

宮津市水道事業

宮津市長 城崎雅文

指定番号 宮水道指定第S19140号

- (1) 名称 奥村設備
(2) 所在地 福知山市字篠尾1118番地の5
(3) 代表者 奥村 滋

* * *

宮津市水道告示第9号

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第33条の2の規定により、水道使用料金等の徴収の事務を平成31年4月22日から平成32年3月31日まで次の者に委託したので、地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第26条の4第1項の規定により告示する。

平成31年4月22日

宮津市水道事業

宮津市長 城崎雅文

徴収事務受託者

住 所	氏 名
<省 略>	加 藤 富美江
	直 田 正 美
	澤 田 光 利
	原 田 治 子
	林 幸 代
	下 田 裕 子
	松 井 高 志
	野 口 善 助
	糸 井 正 博
	杉末自治会 会長 山 口 義 己
	一 野 真奈美
	園 好 司
	南 佑次郎
	日本メンテナンスエンジニアリング株式会社

教育委員会

《告 示》

宮津市教育委員会告示第6号

平成31年第6回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成31年4月19日

宮津市教育委員会
教育長 山 本 雅 弘

- 1 日 時 平成31年4月23日（火）午前9時
- 2 場 所 宮津市福祉・教育総合プラザ（4階応接会議室）

選挙管理委員会

《告 示》

宮津市選挙管理委員会告示第18号

平成31年3月29日付け宮津市選挙管理委員会告示第12号で告示した平成31年4月7日執行の京都府議会議員一般選挙における開票の時刻は10分繰り上げ午後8時50分とする。

平成31年4月7日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀 口 善 一

農業委員会

《告 示》

宮津市農業委員会告示第4号

宮津市農業委員会総会を次のとおり招集する。

平成31年4月3日

宮津市農業委員会
会長 藤 井 忠

- 1 日 時 平成31年4月10日(水) 午前9時30分
- 2 場 所 宮津市役所 第5会議室
- 3 議 題
 - 議案第10号 農地法第5条の許可申請に係る意見について
 - 議案第11号 非農地証明について
 - 議案第12号 農用地利用集積計画(利用権設定)について
 - 議案第13号 農用地利用配分計画について